



募集

大学生のための 市長とランチでトーク

日時 12月22日(月)正午
午後1時

会場 市役所内会議室

内容 ①教育②健康・福祉
③産業④くらし・安全安心⑤
文化・スポーツの5つのテ
マの中から一つを選び、昼食を
とりながら市長と話し合う。
対象 市内に在住か通学し
ている大学生・専門学校生で、
テーマに関心のある5〜10人
のグループ(18歳未満の人、
個人での申し込みは不可)。
費用 1人500円程度(昼食
代)。

申込 任意の用紙に①グル
ープ名②グループの紹介③選
択テーマ④話したい具体的な
内容⑤代表者の氏名(ふりが
な)・住所・電話番号⑥参加

暮らし

者全員の氏名・住所・電話番
号・通学先を書き、11月28
日までに、直接または送付・
ファクス・Eメールで、〒
320-8540市役所広報広聴課(市
役所3階) ☎(637)5151、
✉u2030@city.utsunomiya.
tochigi.jpへ。

その他 応募は1グループ
1通のみ。応募多数の場合は、
抽選(未経験者を優先)。
☎広報広聴課 ☎(632)2025

きらり大賞

男女共同参画推進事業者募集

対象 市内に事務所または
事業所がある民間の事業者で、
次のような働きやすい環境づ
くりを努め、特長のある取り
組みを実施していること。
①性別にとられない能力活
用や女性の職域拡大のための、
積極的な取り組み。
②仕事と家庭生活、その他の
活動の両立を支援するための、
積極的な取り組み。
③男女がともに働きやすい、
または活動しやすい環境づく
りを推進している。

④そのほか、男女がともに参
画できる環境づくりへの積極
的な取り組み。
申込 男女共同参画課(市

役所10階)に置いてある応募
用紙(市ホームページからも
取り出せます)に必要な事項を
書き、12月19日(必着)ま
で、直接または送付・ファ
クスで、〒320-8540市役所男女
共同参画課へ。

その他 「きらり大賞」と
して表彰した事業者の取り組
みについては、市ホームペ
ジ・啓発誌などで紹介します。
☎男女共同参画課 ☎(632)23
46、☎(632)2347

まちづくり講習会

ホームページをつくろう

日時 11月18・19・25・
26日(全4回)。Aコース〃
午前9時〜正午。Bコース〃
午後1時30分〜4時30分。

会場 富士通栃木支店(東
宿郷4丁目)。

内容 まちづくり活動ホ
ムページの作成。ホームペ
ジビルダーV8を使用。

対象 まちづくり活動を実
践し、団体のホームページ開
設を検討している人で、全回
参加できる人。

定員 各コース先着10人。
費用 2100円(テキスト
代)。
申込 11月4日午前9時か

施設めぐり

普段見たいけれど見られない所編

日時 11月26日(水)午前9時〜
午後4時。

コース 市役所(集合)〜宇
都宮大学〜県農業大学校〜飛山
城史跡公園(昼食)〜県産業技
術大学校〜市役所(解散)。移動
は市有バス。

対象 市内に在住か通勤通学
している人。

定員 先着50人。

持ち物 昼食。

申込 直接または電話・ファ
クス(参加者の住所・氏名・年
齢・電話番号が必要)で、広報
広聴課(市役所3階) ☎(632)
2025、☎(637)5151へ。

ら、電話で、みんなでもちづ
くり課 ☎(632)2900へ。

お知らせ

野鳥は

ペットではありません

メジロやオオルリなどの野
鳥は自然生態系の一員であり、
私たちに安らぎや潤いを与え
てくれる存在です。しかし、
野鳥とは「野に生きる鳥」で、
ペットではありません。

かわいらしいから手で飼
いたいというのは、自由に生
きる野鳥の権利を奪う、許さ
れない考え方です。野鳥の愛
らしい姿や鳴き声は、野外で
楽しみましょう。

許可なく野鳥を捕ったり、
飼ったりすることは、法律で

禁止されています。絶対にや
めましょう。

☎県東地区野生鳥獣捕獲・飼
養連絡会(県東環境森林事務
所内) ☎0285(81)900
1、農村整備課 ☎(632)2447

宇都宮を活気ある街に 市民活動助成基金にご協力を

市では、福祉や環境保全、
まちづくり活動など、さまざま
な分野のボランティア団体
やNPO(民間非営利組織)
など、市民による自主的で公
益的な活動を行う「市民活動
団体」に対して、その活動を、
市民・企業・行政のみんなで
支える仕組みとして、「市民活
動助成基金」を設けています。
宇都宮を活気ある、すてき

本文中に費用などの記載がないものは、原則として無料
HP=ホームページ、☑=Eメールアドレス

可燃性粗大ごみの受け入れを休止 期間 11月9日(日)〜16日(日) 内容 破砕機工事のため、クリ
ンパーク茂原への、家具類・ふとん・木の枝などの可燃性粗大ごみの搬入ができません。ご理解・ご協
力をお願いします。なお、毎週日曜日は休業日のため、9日(日)・16日(日)は、すべてのごみの搬入がで
きません。☎クリーンパーク茂原 ☎(654)0018

11月
は

うつのみやDV根絶強化月間

平成18年度の市民意識調査では、本市の女性の10人に1人以上が配偶者などから身体的・精神的・性的暴力を受けているという結果でした。

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

市では、今年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置しました。「女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)」と、国の「女性に対する暴力をなくす運動(11月12~25日)」に合わせ、11月を「うつのみやDV根絶強化月間」と定め、DV防止や女性の人権の尊重を啓発する取り組みを行います。

1 D 根絶に向けた街頭キャンペーン

日時 11月5日(水)午後5時30分~6時、

11月6日(木)午前7時45分~8時15分。

会場 オリオン通り東武百貨店側入口。

内容 メッセージ入りの啓発物品を配布。



2 D 根絶に向けた啓発パネル展

期間・会場 11月5日(水)~13日(木)=男女共同参画推進センター、11月17日(月)~21日(金)=市役所1階ロビー。

内容 D 被害者を支援する民間団体の活動などの紹介。

3 講座「女性のための護身術 WEN-DO」

日時 11月8日(土)午後1時30分~4時30分。

会場 男女共同参画推進センター。

内容 実践的な護身術とディスカッションを通して、女性が本来持っている力に気づき、女性を取り巻く暴力から女性自身が自分の身を守るためのスキルを身に付ける。

講師 橋本明子さん(リアライズYOKOHAMA代表)。

定員 25人。親子での参加も可(ただし、10歳以上)。

4 市民企画型講座「アサーティブネス・トレーニング」

日時 11月11日(火)午後1時~4時。

会場 男女共同参画推進センター。

内容 アサーション(素直な自己表現)の考え方とスキルを学んで、自分も相手も大事に、そして、気持ちを楽に生きるための自己表現を身に付ける。

講師 山崎礼子さん(フェミニストカウンセラー)。

定員 40人。

その他 託児あり(要予約)。講座の企画は、DV被害者支援ボランティア「&ハンド」。

申込 3~4は、事前に電話またはファクスで、男女共同参画推進センター ☎(636)4071、☎(636)4079へ。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

夫や恋人など、親密な関係にある人からの次のような暴力のことをいいます。

身体的暴力 殴る、ける、物を投げる。

精神的暴力 ののしる、中傷する、見下す、無視する。

社会的暴力 実家や兄弟、友人との付き合いを制限する。

経済的暴力 生活費を渡さない、支出を細かく監視する。

性的暴力 セックスを強要する、避妊に協力しない。

暴力は、どんな理由があっても許されるものではありません。DVは家庭内の問題ととらえられがちですが、女性差別に根差す人権問題です。独りで抱え込まずに、DV相談窓口(下表)にご相談ください。

DVに関する相談窓口

相談窓口	電話番号	曜日・時間
宇都宮市配偶者暴力相談支援センター	(635)7751	火~土、午前9時~午後5時
栃木県婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)	(622)8644	月~金、電話=午前9時~午後8時、来所=午前9時~午後4時
バルティ相談室(配偶者暴力相談支援センター)	(665)7714	火~日、午前9時~午後4時(第2水曜日は正午まで)

2つの条例のシンボルマークを作成

みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例

路上喫煙等による被害の防止に関する条例

安心して快適に過ごせるまちを実現するため、宇都宮メディアアーツ専門学校の生徒さんの協力により、2つの条例のシンボルマークを作成しました(下図)。

シンボルマークの主題は「幸せの方程式(happy education)」。今後は、マークに込められた思いとともに、条例の趣旨、内容が広まるよう、周知用ポスターなど、さまざまな機会に活用します。



☎生活安心課 ☎(632)228

4、廃棄物対策課 ☎(632)2928

な街にするために、「市民生活動成基金」の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

この基金は、市民の皆さんによる寄付金のほか、その寄付金と同額を市からも支出して積み立てる「マッチングギフト方式」を採用しています。

寄付の申し込みは、各地域自治センター・地区市民センター・出張所に置いてある「寄付申込書(市ホームページからも取り出せます)」に必要事項を書き、直接またはファクスで、みんなでまちづくり課(市役所10階)へ。

多重債務問題は必ず解決できます
多重債務相談キャンペーン

日時 12月1日(月)午後1時~5時

会場 宇都宮市民プラザ(馬場通り4丁目・うつのみや表参道スクエア5階)。

内容 弁護士による無料法律相談

対象 現在、多重債務状態にあり、返済が困難な人。

申込 必ず電話で、消費生活センター ☎(616)1547へ予約を取ってください。

☎(632)2288、☎(632)3268

ご利用ください無料調停相談会 日時 12月1日(月)午前10時~午後3時30分 会場 市役所14階大会議室 内容 交通事故、金銭の貸借、土地・建物の問題、相続、離婚、扶養、その他民事・家事に関する一切の相談(秘密は厳守) 申込 不要。☎宇都宮調停協会(宇都宮地方裁判所内) ☎(621)2111、広報広聴課 ☎(632)2022